住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答
（10月30日（日）・会津大学）

１０月３０日（日）に会津大学で行われました住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。
なお、説明会における回答内容に一部補足をして掲載しています。

Ｑ１　住居確保損害の賠償請求をすると、精神的損害の賠償など、他の賠償は打ち切られるのか。
Ａ１　住居確保にかかる費用をご請求されたことで精神的損害や避難費用の賠償を打ち切ることはございません。

Ｑ２　今後、移住先標準宅地単価の改定があるのか。４１，０００円から下がる場合があるのか。【資料１_P9】
Ａ２　移住先標準宅地単価については、原子力損害賠償紛争審査会にて決定されており、紛争審査会にて見直しが実施された場合には、その見直し内容に従って賠償上限金額を算定させていただきます。

（以　上）